

固定資産税（償却資産）の申告の手引

久万高原

第26号様式記載の手引

1 この申告書の用途等

- (1) この申告書は、固定資産税の納税義務がある償却資産の所有者が、地方税法(以下「法」という。)第383条又は第745条第1項の規定により、久万高原町長へ当該償却資産の申告をする場合に使用するものです。
- (2) 償却資産の申告は、「償却資産申告書(償却資産課税台帳)」、「種類別明細書(増加資産・全資産用)」、「種類別明細書(減少資産用)」の3種類を1組として提出することになります。
- (3) 「償却資産申告書(償却資産課税台帳)」、「種類別明細書(増加資産・全資産用)」、「種類別明細書(減少資産用)」は、それぞれ2枚複写となっており、1枚目は提出用、2枚目は控ですので、1枚目(提出用)を久万高原町長へ提出してください。

2 記載要領

- (1) 償却資産申告書は、次によって記載してください。
- (2) 「償却資産申告書(償却資産課税台帳)」の各欄の記載のしかた

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
受付	申告書を提出する年月日と、提出先の久万高原町長氏名を記載してください。	
※所有者コード	記載する必要はありません。	
1 住所(又は納税通知書送達先)	住所(又は納税通知書送達先)及び電話番号を正確に記載し、ふりがなを付してください。 また、ビル等に入居している場合は、ビルの名称、階数及び部屋番号を記載してください。	原則として主たる事務所等の所在地を記載することになりますが、それ以外の事務所等で固定資産税に関する事務を行っておれば、当該事務所等の所在地を記載することになります。
2 氏名(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)	氏名を記載し、ふりがなを付して押印してください。 なお、所有者が法人の場合は、その名称及び代表者の氏名を記載し、社印及び代表者印を押印してください。 屋号があれば記載してください。	
3 個人番号又は法人番号	所有者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載してください。 なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。	
4 事業種目(資本金等の額)	事業の種目を具体的に記載してください(例えば、ミシン製造業、自動車販売業等)。 また、法人にあっては、資本金又は出資金等の金額も記載してください。	2以上の事業を行う場合には、主たる事業種目を記載してください。

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
5 事業開始年月	個人の場合は事業を開始した年月、法人の場合は当該法人の設立年月を記載してください。	
6 この申告に应答する者の係及び氏名	この申告について应答される方の係名、氏名及び電話番号を記載してください。	
7 税理士等の氏名	経理を委託している税理士等の氏名及び電話番号を記載してください。	
8 短縮耐用年数の承認	法人税法施行令第57条第1項又は所得税法施行令第130条第1項の規定により、国税局長の承認を受け、耐用年数の短縮を行っている資産の有無について該当する方を○で囲んでください。	「有」に該当する場合は、「耐用年数の短縮の承認通知書」の写を添付してください。
9 増加償却の届出	法人税法施行令第60条又は所得税法施行令第133条の規定により、税務署長に増加償却の届出を行っている資産の有無について該当する方を○で囲んでください。	「有」に該当する場合は、「増加償却の届出書」の写を添付してください。
10 非課税該当資産	非課税に該当する資産の有無について該当する方を○で囲んでください。 なお、非課税に該当する資産の価額等は、この申告に含めないでください。	非課税に該当する資産については、事務の都合上、別途書類を提出していただく場合があります。
11 課税標準の特例	課税標準の特例に該当する資産の有無について該当する方を○で囲んでください。	課税標準の特例に該当する資産については、別途書類の提出を求められる場合があります。
12 特別償却又は圧縮記帳	租税特別措置法の規定による特別償却及び法人税法第42条から第50条まで及び第142条の規定又は所得税法第42条から第44条まで及び第165条、第58条の規定による圧縮記帳の有無について該当する方を○で囲んでください。	償却資産の評価においては特別償却及び圧縮記帳は認められておりません。
13 税務会計上の償却方法	税務会計上の償却方法について、該当する方を○で囲んでください。	
14 青色申告	法人税法又は所得税法の規定による青色申告の有無について該当する方を○で囲んでください。	
15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地	申告先の同一市(区)町村内における事業所等資産の所在地を記載してください。 また、2以上の事業所等資産の所在地がある場合には、それぞれの所在地名を記載し、その主たる番号を○で囲んでください。	事業所等資産の所在地が1か所だけでその所在地が「1住所(又は納税通知書送達先)」と同一の場合には、本欄の記載の必要はありません。
16 借用資産(有・無)	借用資産の有無について該当する方を○で囲んでください。 なお、借用資産がある場合には貸主の名称等を記載してください。	

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
17 事業所用家屋の所有区分	事業所用家屋の所有区分について該当する方を○で囲んでください。	
18 備考(添付書類等)	次のような事項を記載してください。 ①「耐用年数の短縮の承認通知書の写」、「増加償却の届出書の写」等、添付した書類の名称 ②非課税に該当する資産を所有している場合は、その適用条項 ③償却資産が災害その他の事故により著しく損傷したことその他これに類する特別の事由があり、かつ、その価額が著しく低下した場合には、その価額の低下の程度 ④前年中に所有者の住所、氏名又は名称等に異動があった場合の異動年月日及び旧住所、旧氏名又は旧名称等の参考となる事項 ⑤納税管理人を定めている場合は、その者の住所、氏名 ⑥その他、この申告に必要な事項及び償却資産の評価について参考となるべき事項	
取得価額 前年前に取得したもの(イ) 前年中に減少したもの(ロ) 前年中に取得したもの(ハ) 計 (イ)-(ロ)+(ハ) (ニ)	前年前に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。 前年中に減少した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。 前年中に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。 (イ)前年前に取得したもの)-(ロ)前年中に減少したもの)+(ハ)前年中に取得したもの)によって算出した、取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。	この額は前年度の申告書の(ニ)の欄の額と同じです。 この欄の合計額は種類別明細書(減少用)の取得価額の合計額と同じです。 増減申告の場合、この欄の合計額は種類別明細書(増加資産用)の取得価額の合計額と同じです。
評価額(ホ)	評価額の合計額を資産の種類別に記載してください。	全資産申告の場合は、種類別明細書(全資産用)の「評価額」の合計額と同じになります。
※決定価格(ヘ)	記載の必要はありません。ただし、電算処理により全資産申告を行う場合は、記載を必要とします。この場合、償却資産申告書の「評価額(ホ)」の合計額と同じになります。	
※課税標準額(ト)	記載の必要はありません。ただし、電算処理により全資産申告を行う場合は、記載を必要とします。この場合、種類別明細書(全資産用)の「※課税標準額」の合計額と同じになります。	

(3)「種類別明細書(増加資産・全資産用)」の各欄の記載のしかた

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
令和 年度	申告の年度を記載してください。	
※所有者コード	記載する必要はありません。	
所有者名	氏名又は名称を記載してください。 また、この「種類別明細書(増加資産・全資産用)」について、3枚のうち2枚目というようにページ数を付けてください。	
資産の種類	「1.構築物」、「2.機械及び装置」、「3.船舶」、「4.航空機」、「5.車両及び運搬具」、「6.工具、器具及び備品」の資産の種類に対応する1から6までの数字を記載してください。	
資産コード	この欄の記載を必要とする場合は、別添の資産コード表によって記載してください。	
資産の名称等	資産の名称及び規格等を記載してください。	
数量	資産の数量を記載してください。	
取得年月(年号、年、月)	資産を実際に取得した年月を記載してください。 なお、年号については、1.明治、2.大正、3.昭和、4.平成、5.令和とし、それぞれの年号に対応する数字を記載してください。	
取得価額(イ)	当該資産の取得価額を記載してください。 なお、「取得価額」は、償却資産を取得するために通常支出すべき金額(当該償却資産の引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費その他当該償却資産を事業の用に供するために直接要した費用を含む。)をいいます。 また、法人税法及び所得税法の規定による、いわゆる圧縮記帳については、償却資産の評価上認められておりませんので、当該圧縮額を含めた実際の取得価額を記載してください。	昭和25年12月31日以前に取得された資産については「物価の変動に応ずる補正倍数表」により、その取得価額を補正する必要があります。 詳細は、担当部課へお尋ねください。

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
耐用年数	減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1、別表第2、別表第5及び別表第6に掲げる耐用年数を記載してください。 なお、中古資産について、見積耐用年数によっている場合はその耐用年数を、国税局長の承認を得て短縮耐用年数によっている場合はその耐用年数を記載してください。	短縮耐用年数を適用している場合は、必ず「耐用年数の短縮の承認通知書」の写を添付してください。
減価残存率(回)	別紙の減価残存率表により耐用年数に応ずる減価残存率を記載してください。	

「固定資産評価基準」別表 耐用年数に応ずる減価率表

耐用年数	減価率	耐用年数	減価率	耐用年数	減価率
2	0.684	35	0.064	68	0.033
3	0.536	36	0.062	69	0.033
4	0.438	37	0.060	70	0.032
5	0.369	38	0.059	71	0.032
6	0.319	39	0.057	72	0.032
7	0.280	40	0.056	73	0.031
8	0.250	41	0.055	74	0.031
9	0.226	42	0.053	75	0.030
10	0.206	43	0.052	76	0.030
11	0.189	44	0.051	77	0.030
12	0.175	45	0.050	78	0.029
13	0.162	46	0.049	79	0.029
14	0.152	47	0.048	80	0.028
15	0.142	48	0.047	81	0.028
16	0.134	49	0.046	82	0.028
17	0.127	50	0.045	83	0.027
18	0.120	51	0.044	84	0.027
19	0.114	52	0.043	85	0.026
20	0.109	53	0.043	86	0.026
21	0.104	54	0.042	87	0.026
22	0.099	55	0.041	88	0.026
23	0.095	56	0.040	89	0.026
24	0.092	57	0.040	90	0.025
25	0.088	58	0.039	91	0.025
26	0.085	59	0.038	92	0.025
27	0.082	60	0.038	93	0.025
28	0.079	61	0.037	94	0.024
29	0.076	62	0.036	95	0.024
30	0.074	63	0.036	96	0.024
31	0.072	64	0.035	97	0.023
32	0.069	65	0.035	98	0.023
33	0.067	66	0.034	99	0.023
34	0.066	67	0.034	100	0.023

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
価額(ハ)	次の算式によって計算した償却資産の価額を記載してください。 ①前年中に取得した資産 取得価額×④ ②前年前に取得した資産 前年度評価額×④ ③前年前に取得した償却資産で新たに課税されるもの 取得価額×④×⑤ⁿ⁻¹ (注) 1. ④及び⑤は、減価残存率表に掲げる耐用年数に応ずる④欄及び⑤欄の減価残存率をいいます。 2. n は、〔評価額を求める年度－取得年次〕の算式によって求められる年数をいいます。	増加償却、陳腐化償却又は評価額の補正の適用を受ける資産については、通常の控除額にこれらの償却等を行ったことによる控除額を加算して価額を算出してください。
※課税標準の特例(率・コード)	記載する必要はありません。ただし、電算処理により全資産申告を行う場合は、次の例のように記載してください。 (例) Ⅰの特例→112 Ⅱの特例→203	
※課税標準額	記載する必要はありません。ただし、電算処理により全資産申告を行う場合は、個別の資産に係る決定価格(償却資産申告書の「決定価格(ハ)」欄の額に算入されている額)を記載してください。 なお、課税標準の特例の適用を受ける資産については、当該決定価格に特例率を乗じて得た額を記載してください。	
増加事由	資産が増加したことについて、該当する増加事由の番号を○で囲んでください。	
摘要	当該資産について、次のような事項を記載してください。 ①課税標準の特例がある資産について、その適用条項(例：法第349条の3第1項) ②割賦販売資産等、法第342条第3項の規定の適用がある資産については、その旨の表示と売主の名称等 ③耐用年数の変更があった場合にはその旨の表示 ④短縮耐用年数を適用している資産についてはその旨の表示 ⑤増加償却を行っている資産についてはその旨の表示 ⑥その他当該資産の価格の決定にあたって必要な事項	

(4)「種類別明細書(減少資産用)」の各欄の記載のしかた

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
令和 年度	申告の年度を記載してください。	
※所有者コード	記載する必要はありません。	
所有者名	氏名又は名称を記載してください。 また、この「種類別明細書(減少資産用)」について、 3枚のうち2枚目というようにページ数を付けてください。	
資産の種類	「1. 構築物」、「2. 機械及び装置」、「3. 船舶」、「4. 航空機」、「5. 車両及び運搬具」、「6. 工具、器具及び備品」の資産の種類に対応する1から6までの数字を記載してください。	
抹消コード	この欄の記載を必要とする場合は、別添の抹消コード表によって記載してください。	
資産の名称等	前年中に減少した資産の名称等を記載してください。	
数量	前年中に減少した資産の数量を記載してください。	
取得年月(年号、年、月)	前年中に減少した資産を取得した年月を記載してください。 なお、年号については、1. 明治、2. 大正、3. 昭和、4. 平成、5. 令和とし、それぞれの年号に対応する数字を記載してください。	
取得価額	減少した資産の取得価額を記載してください。 なお、資産の一部が減少した場合は、当該資産の減少した部分に対応する取得価額を記載してください。	
耐用年数	当該資産の耐用年数を記載してください。	
申告年度	当該資産について最初に申告した年度を記載してください。	
減少の事由及び区分	当該償却資産が減少した事由とその区分について該当するものの番号をそれぞれ○で囲んでください。	
摘要	①当該資産が減少した事由について、「1. 売却」にあつてはその売却先の名称等を、「2. 滅失」にあつてはその滅失の理由等を、「3. 移動」にあつてはその受け入れ先の所在地等を、「4. その他」にあつてはその減少の事由等を記載してください。 ②減少の区分が「2. 一部」に該当する場合には次の例のように記載してください。	

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
	(例) 当初取得価額100万円(数量5)のうち40万円(数量2)分減少 ③その他当該資産が減少したことについて必要な事項を適宜記載してください。	

償却資産の課税対象となる車両

特殊自動車は、その規格により小型特殊自動車と大型特殊自動車に区分され、小型特殊自動車は軽自動車税、大型特殊自動車は償却資産として固定資産税の対象となります。

下表に記載されている車両は大型特殊自動車に該当するため、償却資産の申告が必要です。
ナンバー登録の有無にかかわらず、すべて申告してください。（地方税法第341条第4号）

※小型特殊自動車は、償却資産の申告は不要ですが、公道走行の有無にかかわらず、軽自動車の登録が必要です。

<道路運送車両法施行規則第2条別表第1より>

大型特殊自動車の種類	自動車の構造および原動機	大型特殊自動車の要件
一般用・建設用	ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレイカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリヤ、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	下の項目に1つでも該当する場合は、大型特殊自動車です。 ①最高速度が15km/hを超える。 ②長さが4.7mを超える。 ③幅が1.7mを超える。 ④高さ(ヘッドガード等含む)が2.8mを超える。
農耕作業用	<乗用装置を備えている下記の車両> 農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車 ※ただし、乗用装置を備えていない場合は、最高速度に関係なく償却資産として固定資産税の対象となります。	最高速度が35km/h以上の場合 は大型特殊自動車です。
その他	ボール・トレーラ及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	すべて大型特殊自動車です。

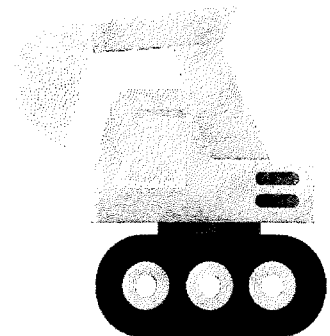
<参考> 大型特殊自動車の「分類番号」

大型特殊自動車でナンバー登録をしている場合の「分類番号」は次の通りです。

- (1) 建設機械：「0」、「00～09」、「000～099」
(2) 建設機械以外のもの：「9」、「90～99」、「900～999」

【例】

分類番号	
愛媛 099	愛媛 90
あ 34 - ××	い 34 - ××
建設機械の場合	建設機械以外の場合



郵送で申告される方へ

- 申告書は折りたたんで郵送してもかまいません。
- 申告書を郵送される方で、受付印を押印した控えの返送を希望される方は、必ず切手を貼った返信用封筒を同封してください。

〒791-1201

上浮穴郡久万高原町久万 212 番地

久万高原町役場 住民課

税務収納係 償却資産担当行

申告書郵送の際、この宛名ラベルを
切り取って、封筒に貼り付けてご利用ください

